

【解題】 16・7世紀ヨーロッパ金融革命の含意

楊 枝 嗣 朗

I イタリアの伝統の枠内での技術革新—預金振替銀行

ヨーロッパ近代の始点である16世紀にヨーロッパ内商業が飛躍的に拡大したことは、F. ブローデルやI. ウォラーステインその他の論者の指摘するところであるが、そのなかにあつて、貨幣金融の世界においても利子率の低落（→「利子率革命」）や公金融の拡大といった注目すべき動きが見られた。銀行業は、為替取引を業務の中心に据えた伝統的構造を維持しながらも、その枠内でいくつかのイノベーションをみた。公証人のもとでの正式な為替契約の作成を省略した為替手形の簡素化、内国為替手形の登場、為替手形の国際支払手段化のいっそうの進展等々。とりわけ注目すべきイノベーションは、公立の預金振替銀行の生成とその成功であつた。時代の激変がそれらの隆盛をもたらしたのであろうが、現実に流通する貶質した貨幣とのつながりを切断した計算貨幣の採用とあいまって、貨幣制度の安定を確保しようとしたのであろう。さらに、短期の預金勘定や当座預金勘定の発展は、南ヨーロッパの広範な階層に預金振替の慣行を一般化させた。かくて、遠隔地貿易の中心たる大市取引を基礎にもつて為替手形と銀行内振替決済の一体化により可能とされた諸支払の膨大な集中に伴い、国際金融市場は、リヨン、ジェノヴァ、ピアツェンツァ等の少数の中心都市に成立することとなる。とくに、カスティリア大市では、為替業務や預金振替業務がごく少数の者に独占されたために、貨幣・金融取引の驚くべき集中がみられたと言う。

こうした伝統的な構造の枠内でのイノベーションの頂点に立つのがアムステルダム銀行である。12・13世紀にまで遡る金融技術革新を集大成し、国際的決済の効率化と保護を意図したアムステルダム銀行は、完全な流通性をも

ち、貨幣のごとく転々流通するその ricipissen や、計算貨幣と預金勘定振替と
の手段によって、全ヨーロッパ的規模での商業取引・金融取引の安全かつ効
率的、多角的決済システムを完成し、貨幣の流通速度の著しい加速と膨大な
貨幣節約に貢献することとなった。⁽¹⁾

ところで、いまだ未解決な疑問は、アントワープから多数の亡命者を受け
入れながらも、何故にアムステルダム銀行は厳重な規制のもとに、例外をの
ぞき預金者への当座貸越を行わず、それらをプライベート・バンカーにゆ
だね、自らは、アントワープで進行していたフィナンシャル・イノベーション
を積極的に受け入れることなく、イタリアの伝統の枠内にふみとどまった
のかということである。かくて、アムステルダム銀行発行の預金受領証の発
行額は、銀行保有の地金額をこえることはなかったのである。⁽²⁾

註(1) 中世大市の両替銀行業者での決済である差引決済 (Skontration) と公立預金振
替の関連、さらには前者と手形裏書の区別については、原島重義氏が、以下のよう
に簡潔な説明を与えておられる。「裏書発生前において、手形を最初の締約者間のみ
ならず、全然無関係な者の間にも流通させる方式として、差引決済 (Skontra-
tion)、他人の計算にて振出された手形、多数の対価、すなわち保証ある手形等があ
げられる……。しかしこれらはいずれも原生的手形の社会関係としてある点におい
て、手形裏書と区別されねばならない、と考える。ここでは三者の中もっとも大規
模な手形価値流通の方法であった差引決済についてのみふれるならば……。それは
定期市手形の支払方法として13世紀以来行われた商人的決済手段である。商人は第
一には、さきにのべた貨幣輸送の困難のためにできるだけ鑄貨の持参を少なくする
欲求をもち、第二に、各地から定期市宛に送らるべき鑄貨がまた種々の、価値の動
揺する分裂せるものであったから、定期市における取引の決済は鑄貨をもってせず、
観念的な計算貨幣 (Markenscudi) によることが要請された。第三には、同一範囲
の人々の間での同時的な、反覆せる取引における頻繁な現金支払の煩を省く必要が
あった。／このような未成熟な商品取引が Messe という時間的にも空間的にも限ら
れた範囲において、しかも大量的・集団的に行われたことによって、両替商による
『両替』と『振替出納』の結合型態として Skontration を生み出したのである。前
期的な貨幣取引資本たる両替商がごく限られた範囲で『出納業者』としての性格を
帯びたのである。それはやがては中央銀行の前期的な形態たる『公立振替銀行』へ
と連なると考えられるが、後者においてもいわゆる手形取引は行われなかったので
あって、その意味からも手形割引業務は近代的銀行成立のメルクマールといえるし、
また商業信用の銀行信用に対する基礎的性格を知ることができよう。……。このよ
うにして差引決済は、時と場所とを異にして転々する権利移転の一系列としての手
形裏書とは法律的性質をもこととしている。差引決済のための Delegation (債権転

付)のためには、手形の引渡はなんら必要ではなく、手形引受は Messnotizbuch への記入を要するのであって、手形への記載を本質的要件とはしない。それはまた、裏書のように手形債権そのものの譲渡ではなく、決済のための手段であって、それ故に満期手形についてのみ行われる。そこでの当事者は同時に支払能力をもつ者のみの間での支払いであり、従ってまた裏書のように裏書人の後者に対する担保責任もおこりえないし、償還請求権もありえない。」(原島重義「手形裏書の社会関係—有価証券法理論に関する一つの覚え書—」、『久留米大学法学』第3号, 1988年12月, 83頁)

註(2) 前註の原島氏の指摘にあるごとく、16世紀の公立預金振替銀行の中世的特質は、K. マルクスの周知の叙述により、従来、過度に強調されてきたように思われる。

「1609年のアムステルダム銀行は、ハンブルグ銀行(1619年)と同様に、近代的信用業の発展における一時代を画するものではない。これは純粹な預金銀行であった。」(『資本論』第3部下, 長谷部文雄訳, 青木書店, 850頁)

このような理解が、銀行制度の中心的内容を債務(信用)の貨幣化→支払決済システムとしてとらえることを妨げ、遊休貨幣の融通・媒介や銀行券の発行と理解されてきた一因でもあることを今は措くとしても、それでは、何故に、公立の預金振替銀行が16世紀に入って急激に生成してきたのかわからないであろう。換言すれば、それらの近代的側面を看過することになる。

中世との非連続というこうした視点から注目されねばならないのは、中世商業の中心的位置を占めていた大市が16世紀に入るにつれ商品取引上の重要性を喪失したことである。それに代わって、各地の商業中心地に、年中、商品卸取引の行いうる取引所が設立されることになった(1531年—アントワープ, 1571年—ロンドン, 1583年—セビリヤ, 等)。したがって、例えば、従来、3か月ごとに8日間開催されていたブザンソンの大市では、いかなる商品売買も行われず、ただ未払のバランスが決済される四季支払日の形の貨幣取引が行われるにすぎなくなり、大市の金融的機能も衰弱していくこととなる。かくて、大市の制限された期間に取引の限定されない恒常的な卸売商業の発展は、銀行業務と商業取引の区別の定かでないこれまでのマーチャント・バンカーにかわって、資産の保管と即座の回収を保障する正則的な銀行への緊急な要求を生みだし、事実、16世紀に入ってみられた旧来の銀行業者の破産・消滅は、公立の預金・振替銀行の設立を導いたのである。近代初期の16世紀商業構造は明らかに中世的構造と断絶しており、このことが大市銀行業者あるいはマーチャント・バンカーに代わって、16世紀後半から17世紀にかけて公立の預金振替銀行が主要な商業中心地で支払決済システムを掌握することになったのである

(1586年ジェノヴァ, 1587年ヴェネチア, 1593年ミラーノ, 1609年アムステルダム, 1619年ハンブルグ等, 1697年までにヨーロッパ中に25行の公立銀行の設立)。取引所設立にみられる恒常的な卸売商業の発展がもたらした中世的商業金融システムの変容という視点からみるならば、公立預金振替銀行の近代的性格は明らかであり、次節でみる手形や債務証券をめぐる金融技術革新もまさに同じ土俵上にあることも理

解されよう。「近代的手形形成の媒介的契機となった手形裏書」(原島, 前掲論文, 84頁)と公立預金振替銀行は, 同じ経済基盤の上に立っていたと言わねばならない。G. Parker, "The Emergence of Modern Finance in Europe, 1500~1730", in *Fontana Economic History of Europe, Vol 2, The Sixteenth and Seventeenth Centuries*, edited by Carlo M. Cipola, 1974, 1976, pp. 548, 549 参照

なお, 預金銀行の信用貨幣の創造については, 以下のような理解が, 欧米では一般的である。「公権力は, 公的な借入を除いて, 信用創造という銀行の役割を, イタリアでは, また外国では銀行貨幣が最終的にはイングランド銀行券という形に結実した1694年まで, 一貫して認めようとしなかった。……/……公権力は, 預金銀行の主たる機能, すなわち『銀行貨幣』の形態での確実な支払手段の創造を見落してはいなかった。最初の公立銀行がきびしい貨幣欠乏の時期に設立されたのは, 決して偶然ではなかったのである。」(John Day, *The Medieval Market Economy*, 1987, p. 151)。

II 債権譲渡・流通性・手形割引

(1) 手形流通性原理の生成—債権譲渡形式での流通—

それでは, 何故に, 南ヨーロッパからみれば低レベルの金融技術しかみられなかったアントワープで, 近代的金融市場の開幕を告げるフィナンシャル・イノベーションが生成しえたのであろうか。

15世紀のブラバン地方の大市は, ドイツ人, オランダ人, イングランド人等々, ヨーロッパ商業の熱狂の新たな担い手たちの結集地点となっていたが, 彼らの取引・信用技術は, イタリアの巨大マーチャント・バンカーとはくらべようもなく, ただ持参人私債務証書にたよるのみで, 為替手形や複式簿記の利用も低水準で, その為替手形もせいぜい資本の移転手段として使われるにすぎず, いまだ信用取引への利用はわずかで副次的なものであった。そのうえ, 15世紀以来, ヨーロッパ北部, とりわけアントワープに特徴的なことは, 南ヨーロッパでのフィナンシャル・イノベーションを象徴する預金振替銀行の衰退, 欠如であった。14世紀後半以降の貨幣制度の混乱, 小規模な資本規模の両替・銀行業者の脆弱性から, 為政者はつねに預金振替銀行に対し

て禁止的・抑圧的に対応してきた。いまだ新生の若い国際商業都市の債権者は、預金振替銀行での抗弁を切断する勘定振替に大きなリスクを感じていたからであろう。

こうした枠組みでの国際商業の飛躍は、貨幣取引・支払決済に著しい緊張をもたらさざるをえず、預金振替銀行の不在、為替手形の信用への未利用の中で新たな金融技術が模索されつつあった。かくて、支払の繰延べ・猶予——債務証券の利用——債権債務の相殺の要求から、債務証券が転々流通させられることになり、持参人払の債務証券が一般化してきたのである。

しかし、債務証券の転々流通、その持参人払化は、当然のこととして、債権者・債務者の金融的・法的保証の整備を問題とせざるをえなくなる。かくて、このことを起点にして、債務証券の譲渡性、手形の流通性の確立に向けた長い道程が始まり、それらは16世紀末から17世紀はじめにかけて、アントワープで成立をみることになった。

債務証券流通にかかわる金融的・法的保証についての措置は、満期のきた債務証券の譲渡に債権譲渡形式を適用したことである。すなわち、債務者が最終的に支払うまで、債権・債務関係から債権者・債務者を解き放たず、債務証券の新たな保有者に広範な遡及権を保証したのである。かくて、*le transfert d'une cedula obligatoire en payment definitif* と *le transfert par assignation* (債権譲渡形式での債務証券の譲渡) は、鋭く区別され、前者の譲渡の場合には、証券が授受されても譲渡人と譲受人の間に債権・債務関係の連鎖は形成されることはないが、後者の場合には、最終の債権者が支払われるまでは、支払は完了したことはない。債権・債務関係の連鎖がつくられ、抗弁は切断されないのである。

中世為替手形にあつては、為替代金の支払人と受取人は為替契約の当事者のたんなる代理人にすぎず、為替手形が不渡りになった場合にも手形金額の受取人は、手形振出人や支払人を訴え、訴訟する権利をもちあわせておらず、契約者本人の位置になかった。このことを想起するならば、アントワープにおける債権譲渡形式の適用による債務証券の転々流通は、イタリアの中世的金融技術の枠を突破する重大な革新であり、革命であったと言えよう。その後、北ヨーロッパにおいても為替手形の利用が急速に一般化すると、この譲

渡形式は、為替手形への適用されていくこととなる。

抗弁を切断する *le transfert en payment definitif* とは区別された債権譲渡形式での譲渡を示す明白な証拠の要求は、多様な方法を模索させることになるが、最終的には、裏書がその役割を担うこととなる。ドゥ・ルーヴァーも指摘するように、裏書は、まずはじめにアントワープにおいて、とくに為替手形の領域で、遅くとも17世紀の最初の10年間に実現され、かくて、ここに、為替手形の近代的裏書慣行の一般化、流通性原理の確立をみたのである。

ところで、流通性 (*négociabilité*) 原理の確立に先立ち、他方で、これとは鋭く区別される持参人払の債務証券の譲渡性 (*transferbilité*) 原理についてみてみると、債務者が国家、特許会社、信用度の高い個人の債務証券は、早や16世紀以来、アントワープ等の取引所で大いに取引され、転々流通していた。持参人払債務証券の流通においては、証券の発行者と証券の保有者との債権・債務関係が維持されるのは当然であるが、証券の譲渡人と譲受人との間には、何らの債権・債務関係は形成されることはない。

こうしたアントワープの動向がイングランド、ロンドンに引きつがれ、17世紀イングランドのエクステッカー・ビルやゴールドスミス・ノートの流通につながっていったと、ファン・デル・ヴェー⁽³⁾はみる。

17世紀中葉までにイングランドでみられた為替手形の裏書や金匠銀行のゴールドスミス・ノート (ランニング・キャッシュ・ノート) の生成は、フィナンシャル・イノベーションのアントワープ→ロンドンという継承関係をはっきりと語っている。裏書がアントワープにおいて、為替手形において、それもまず外国為替手形の領域で生成をみたこと⁽⁴⁾、さらに、「金匠銀行は、まず最初、外国為替のスペシャリストとして銀行界にあらわれた」⁽⁵⁾ことは、その点を側面から立証していると言えよう。

為替手形や債務証券の譲渡・流通は、これまでの満期のきたもののそれから、満期前のもののそれへと拡がっていくこととなる。そして、このことは徹利の公認とともに、手形割引の発展へと結びついていく。

註(3) ファン・デル・ヴェーは、国債・公債や社債と、ゴールドスミス・ノートの流通を、債務証券の流通として同一にとらえているが、どうであろうか。後者が支払手段としての貨幣機能をはたすことを考えるならば、ゴールドスミス・バンカーの

債務証券の流通は、債務証券一般の流通とみることはできないのではなからうか。すでに、中世にあって両替銀行業者の「銀行内振替 (virement en banque) は、債務者に対する週及の権利を債権者に与えていない」のであって、このような中世商人社会に形成された預金債務の貨幣化は、1335年、フィレンツェの法令によって以下のように規定されている。「もし債務者が債権者の出席と同意 (presente et volente creditore) のもとに、銀行あるいは両替商の帳簿で振替によって支払をなしたならば、そのような支払は、銀行あるいは両替商の支払能力の如何にかかわらず有効である。」手形の裏書譲渡＝流通性の禁止されていたヨーロッパ中世銀行業でのこの預金貨幣の「絶対的貨幣機能」というイタリア商人社会の慣行は、15世紀の北ヨーロッパ、ブリュージュ商業都市でも確立しており、1452年3月9日に以下の判例を生みだしている。「債権者が債権を銀行から入手しうる前に、たとえ銀行が支払を停止したとしても、債務者は免責される。」R. de Roover, *L'évolution de la lettre de change, XIV-XVIII siècle*, 1953, pp. 85～86, Id., *Money, Banking and Credit in Mediaeval Bruges, Italian Merchant-Bankers, Lombards and Money-Changers*, 1948, pp. 334～335. 参照

以上みた中世両替銀行の預金債務の貨幣化の事実を踏まえるならば、ゴールドスミス・ノートの生成とその流通は、中世的大取引の枠組みを超える商品生産・流通による債務証券の譲渡性の一般化に伴う銀行業者の一覧払債務の銀行外への流通とみられないであろうか。社債・国債等の債務証券と銀行の一覧払債務証券の流通は峻別されるべきである。

註(4) 拙著『イギリス信用貨幣史研究』、九州大学出版会、1982年、第1章第3節「16世紀貨幣市場の転換」参照

註(5) Farnk T. Melton, *Sir Robert Clayton And The Origins Of English Deposit Banking, 1658～1685*, 1986, p. 227.

(2) 手形割引の発展

16世紀以前には、これまでのところ手形割引の事例は発見されていないということであるが、ルネサンス期の公信用の発展は、微利の容認の流れを生み、16世紀中葉までにアントワープでは貨幣取引・大市間預金の慣行が盛んとなるにつれ、貨幣逼迫期に支払期限のきた債務証券や手形を買い取る一団の商人・金融業者が取引所にあらわれるようになった。彼らは支払期日にのみ取引所に姿をみせ、満期手形の買取を行っており、いまだ近代的割引とは言えなかった。

しかし、手形や債務証券の満期期限の長期化につれ、一方で支払期限のき

たものだけでなく、満期以前のものも債権譲渡されるようになると、16世紀後半以降、手形の買取も、支払期限のきたものだけでなく、期限前のものをも対象とするようになり、リヨンやブザンソン等の他の大市からアントワープに送られてくる為替手形の買取(手形割引)が一般化していった。J. A. van Houtteによれば、低地諸国での割引の最古の事例は1536年のもので、アントワープ大市で支払われる債務証書であったとのことである。⁽⁶⁾

マリNZやマリウスの書物から、イングランドでも17世紀以降、手形割引が広がっていたことを知りうるが、国庫証券の流通、ゴールドスミス・ノートの流通、手形の裏書、手形割引等にみられるイングランドのフィナンシャル・イノベーションが、アントワープのそれを継承したものであることは明白である。マーチャント・アドベンチャラズ組合とアントワープ商業や取引所との密接な関係、ロンドンのゴールドスミス・バンカーの金融技術がアントワープのイノベーションの模倣であったこと等からも、そのことは容易に理解されよう。

* * * *

以上、ファン・デル・ヴェーの分析をかなり詳しく紹介したが、商業手形の流通性と債務証書の譲渡性の生成の経緯は、われわれに多くのことを教えている。

まず第一に、商業手形の転々流通がみられなかった中世大市における手形価値流通の方法である差引決済 (Skontration) と両替銀行業者や公立預金振替銀行の預金振替業務の意義についてである。中世預金振替銀行の要求払預金債務の絶対的貨幣機能は周知のとおりであり、その債務 (=信用) の貨幣化により、中世においても中世マーチャント・バンカーは、決済を行なうだけでなく、為替手形をつかって信用を供与しており、また、彼らの預金債務 = 信用貨幣の流通は、大市での銀行内という制約下でみられ、膨大な貨幣節約が行なわれていた。こうした預金債務の貨幣化は、貨幣取扱業務の集中を当然にその技術的前提とするが、しかし、その基底に商品取引や信用取引により発生した膨大な債権・債務の場所的・時間的集中があることを見落としてはならない。

確かに、中世においては、商業手形の裏書慣行は存在しなかったのである

が、大市商業にみられる商品取引の場所的・時間的集中、その上で行なわれた大市間為替手形の振出・決済は、膨大な多国間の債権・債務の集中、決済の集中を生みだし、それは広範な国際的店舗網をもつマーチャント・バンカー等の貨幣・金融取引によって媒介、遂行されていた。J・デイはつぎのようにのべている。「資本主義の生誕は、外国為替に立脚する短期信用の組織的市場の生成と対応する。優に500年を越える間、商業上の信用の主な源泉であったその機構は、13世紀中葉頃、まず間違いなくトスカーナの商人達によって最初に完成された。……金融取引や商取引の技術の領域でイノベーションが著しく進行した14世紀の後半までに、西ヨーロッパは外国為替取引におけるイタリアの商人やディーラー達が支配する銀行センター間のネットワークでおおわれていた。すなわち、アビニオン、モンペリエ、パリ、ロンドン、ブリュージュ、バルセローナ、バレンシア、パルマ(マヨルカ島)。イタリアでは、ベネチア、フィレンツェ、ジェノバ、ピサ、ボローニヤ、ミラーノ、ルッカ、バルレッタ、ナーポリ、パレルモ、ローマ教皇庁。」こうしたメカニズムの中で、預金債務の絶対的貨幣化→支払決済システムが生みだされたのであり、この基本的な枠組みは、中世から今日にいたるまで継承されていると言えよう。⁽⁸⁾

銀行信用の成立は、商業信用の限界や商業手形流通の限界を打破するために成立するわけでもない。また、手形割引そのこと自体からは、金融業者一般の生成を述べることができても、ただちに預金債務の貨幣化に立脚した支払決済システムを内に含む銀行業者の成立を導きえない。

第二に注目すべき点は、手形の裏書が債務証書の譲渡性との鋭い区別の中で生成してきたことである。前者では、手形の譲渡は債権・債務関係の連鎖の伸張を意味し、支払不能の場合には支払請求の遡及を伴うのに対して、後者の場合には、証書の譲渡は債権・債務関係を形成せず、譲受人の譲渡人への抗弁は切断される。したがって、債務証書の流通と手形の裏書譲渡とは、信用の社会化の内容を異にするのである。この区別は重要である。

手形の流通性の容認、裏書制度の成立は、商品取引をめぐる債権・債務関係の広範な拡がり、信用の社会化の飛躍的拡大を可能にした。と同時に、その集中を一層押し進めることになり、それらが銀行に集められることによっ

て、債権・債務の膨大な相殺を実現していく。

他方、債務証券の譲渡性の容認は、二つの問題領域に分かれる。すなわち、銀行の一覧払債務の流通と、国債や社債等の流通である。前者、銀行債務の譲渡性の容認は、これまで銀行内に限られていた銀行債務（預金債務）の流通を銀行外へと押し進め、銀行債務による貨幣取引・決済機能の飛躍的拡大をもたらす。債務証券の譲渡性の容認以前に、すでに銀行内での銀行債務の絶対的貨幣機能の存在を考えるならば、銀行の一覧払債務証券の流通が、必要貨幣量供給に大いに力を発揮することとなる。このことは同時に、あらゆる貨幣取引の銀行への包摂の過程でもある。⁽⁹⁾

後者の債務証券の譲渡性は、商業手形の流通とは異なって、それ自体、債権・債務関係の伸張を意味するものではないが、裏書譲渡される手形とは区別された債務証券＝国債や社債の発行・流通市場成立の条件を準備することになり、貨幣資本調達の場合たる資本市場の生成をもたらす。手形の裏書譲渡＝流通性と債務証券の譲渡性は、金融市場を貨幣市場と資本市場に分化せしめることになった。過渡期において、手形の裏書譲渡が債権譲渡と十分に区別されずにいたことは、その分化を予兆するものだったと言えなくはない。⁽¹⁰⁾ 16・7世紀ヨーロッパ金融革命は、近代初頭に、徴利の公認に加えて手形の流通性と債務証券の譲渡性原理を実現することによって、中世金融市場の貨幣市場と資本市場への分化、発展の萌芽を告げたと言えるのではなからうか。そして、商品取引決済のみならず、資本市場取引の決済をも徐々に商業銀行勘定に取り込んでいくことによって、支払決済システムを内包した商業銀行をベースにした貨幣市場と資本市場の立体構造、ならびに商業銀行とその他金融機関の多様なリレーションシップの立体構造をも生み出すこととなったのではなからうか。資本市場が貨幣市場の存在をその前提に、また土台とする所以でもある。

最後に、註(8)で残しておいた論点に言及してみよう。

註(6) J. A. van Houtte, *An Economic History of the Low Countries 800~1800*, 1977, p. 217.

註(7) J. Day, *op. cit.*, pp. 142~143.

註(8) ところで今日なお、銀行の信用貨幣の創造を行いうる根拠を、商業信用に求め

うのか、あるいは、銀行の貨幣取扱業務に求めうるのかをめぐって、見解の一致がみられない。

松本久雄氏は新著において以下のように述べておられる。「信用制度が商業手形より高次の『流通する信用』を創出する根拠は、信用制度の『他方の面』の基礎とされている銀行の貨幣取扱業務にある。銀行が信用貨幣の創造によって貸付を行ないうる根拠が銀行の貨幣取扱業務にある……。しかし、銀行がその基礎的業務として貨幣取扱業を営み、機能資本家の貨幣出納業務を代行するがゆえに、再生産過程で周期的に生ずる遊休貨幣資本は自動的に銀行に集中されるのであり、この社会的な共同の準備金に基づいてこそ銀行の債務＝受ける信用が商業手形より高次の社会的流通能力を持つことは明らかであろう。また、銀行の貨幣取扱業務が担う技術的操作の展開が信用制度に内在する支払・決済機構を作り出したのであり、それによって銀行間の債権・債務の相殺、したがって、流通する銀行の債務の『絶対的貨幣化』も完成されていくのである。さらに、マルクスが『信用での取引』(der Handel in Kredit)を貨幣取扱業との結びつきにおいて捉えていることは、第19章に『貨幣取扱業は、その元来の機能に貸借の機能と信用での取引が結びつくようになれば、もはや十分に発展している』とあることから明らかである。

したがって、信用制度の『他方の面』である利子生み資本(または貸付資本)の管理に結びつく貨幣取扱業の発展が、同時に商業手形より高次の『流通する信用』を生み出すのであり、それが銀行による貸付資本の貸借関係の媒介と結合して『信用貨幣の創造』となるのである。つまり、信用貨幣の創造＝信用創造とは、一面では、貨幣に代位する『流通する信用』の創出であるが、他面では、それによって銀行が『貸付資本の現実の貸し手と借り手とのあいだの媒介者の役をする』形態なのである。換言すれば、『貸付資本の一般的管理者』としての銀行の業務は、『いろいろな形態の流通する信用』つまり銀行の『受ける信用』を前貸しするという形態で行われるのである。信用制度の『一方の面』と『他方の面』の関係は以上のように理解することができる。この理解は基本的に大谷氏のそれと一致すると思われるし、氏の研究から示唆を得たものである。」(松本久雄著『金問題と貨幣・信用論』金沢大学経済学部研究叢書3、1990年3月、228頁)。

氏は、銀行の信用貨幣の創造の根拠を、銀行が営む貨幣取扱業務による機能資本家の遊休貨幣資本の集中から銀行の債務が商業手形より高次の流通能力をもつことに求められ、そして、貨幣取扱業務の技術的操作がつくりだす支払・決済機構が銀行の債務の「絶対的貨幣化」を完成させるとして、銀行が包摂する支払決済機構は、銀行のもつ共同準備金に基づく銀行債務の流通能力を補足するものと捉えられている。氏の銀行信用論には、商業信用は何らの関連も持たないものとなっている。

これに対して、岡橋保氏はつぎのように言われる。「マルクスは銀行のほんらいの業務を信用の利子うみ資本化に見いだした。いま一つの他の側面として、貨幣取扱業から発展した預金業務にも言及している。このことから、銀行制度の基礎を商業信用に見る発券銀行説と、蓄蔵貨幣がその基礎にあるとする預金銀行説の対立する

ことになった。このように、近代銀行の起源を、たんに、発券か預金の蒐集・貸付かのちがいで見るだけでは、その近代性、すなわち経済発展段階のちがいがあいまいになってしまう。近代銀行のなかには貨幣取扱業にその起源をもつものも含まれている。しかし何が貨幣取扱業を近代銀行に転化させたのか。その本質転換の契機が何であったか。その性格変換の契機が何なのか。それこそが問われねばならないのである。」(岡橋保「預金銀行の前期性—近代的商業信用論の系譜—」『証券経済』171号、1990年3月、1頁)。「いわゆる近代性を決定する契機は何か。これこそがここでの問題である。解明の鍵は、産業資本の運動から遊離、休息する貨幣や資本の利子うみ資本への転化を媒介するというのなかに見いだせない。むしろ商業信用、手形流通を基礎に、その上でのみ、はじめて、可能となった貨幣代替物(信用)の利子うち資本化に注目しなければならない。」(同、2頁)。

氏は、産業資本、利子うみ資本の成立を前提に、商業信用を基礎に「商業信用の通貨形態である商業貨幣(手形)に代替」(2頁)して信用貨幣は生成するとみられる。「ほんらい信用貨幣は資本制生産の段階においてはじめて生成する代用貨幣である」(3頁)と。

「手形流通に立脚する」ことを強調されるのは、「ほんらいの信用貨幣」の創造＝信用創造とほんらいならざる信用貨幣の創造＝金融操作(信用貨幣の創造と区別される貸付資本の創造)とを峻別されるからであろうが、貨幣取扱業務を、「こうした信用貨幣の創造がはじまってくれば、その成果のあと始末として預金の管理、保管も必要となり、しかもそれらの貸出運用が、当然、必要となつてこざるを得ない」(18頁)ととらえることによって、「預金銀行の信用創造とは預金のたらい廻しであり、金融操作の別名にすぎない」(19頁)。それは「銀行の創造的機能」(20頁)を忘れたものと批判される。

岡橋説への疑問は拙著『貨幣・信用・中央銀行』(同文館、1988年、第8章、第2節参照)にゆずるとしても、岡橋氏がはじめて言及された貨幣取扱業務についての理解(「創造貨幣(銀行券や預金貨幣)の管理、あと始末」の理論、同、20頁)では、金融革新下の今日、貨幣機能をはたす「預金口座の有無」、預金の特殊性が商業銀行と、生命保険やノンバンク等のその他の金融機関とを質的に区別する意味をとらえきれないであろう。E. Gerald Corrigan, "Are Banks Special?", *Federal Reserve Bank of Minneapolis, Annual Report*, 1982 参照。

さらに疑問とするところは、氏は、「産業資本はみずからの発展の条件を創造しながら発展をつづける。価値増殖によって増大しつづける価値生産物を、価値実現するための貨幣が必要となる。生産の増大とともに貨幣商品金も増産されるが、それだけではけっしてじゅうぶんではない。この狭隘な制約を打ち破るため、銀行・信用制度が生成し、開発された。信用の利子うみ資本化はその軸点となる。産業資本は銀行・信用制度を創造し、これを従属させることによって、ここに、その発展の条件を発見し、創造することができたのである」(同、2頁)と言われながら、他方で、17世紀中葉のゴールドスミスが、「信用の利子うみ資本」によって「近代的な銀

行家としてのゴールドスミス・バンカー」への転身を実現したことを認めておられることである(岡橋『現代信用理論批判』,九州大学出版会,1985年,171頁)。これは、信用創造なり信用貨幣なりが、何も産業資本の成立を前提するわけでないということ(岡橋氏自身が認めておられることであろう。事実、それは産業資本主義段階以降の現象とは言えないのである。信用貨幣の創造→利率の低落→産業資本への利子うみ資本の従属という『資本論』の周知の叙述にとらわれ、これまであたりまえの事実が目に入らなかっただけである。16・17世紀の利率の低落(→「利率革命」)や、手形の流通性、証券の譲渡性の生成(→「金融革命」)は、「産業革命」の歴史的前提であったと言わねばならないであろう。

貨幣取扱業務に支払決済システムの生成(=信用の貨幣化)をみるわれわれの立場から、銀行信用と商業信用はいかなる関係があると考えられるのか。また、いかなる意味で「商業信用が信用制度の基礎だ」と言っているのであろうか(後論参照)。

註(9) 商業銀行の要求払債務の銀行内流通から銀行外流通への拡大が、社債・国債等その他の債務証券の譲渡性の容認とともに、あらゆる貨幣・資本取引決済の銀行への集中により、以下のごとき事態を準備する。

「貨幣資本は貨幣市場では現実に次のような姿をもっている。すなわち、その姿で貨幣資本は共同的な要素として、その特殊な充用にかかわりなしに、それぞれの特殊な部面の生産様式の要求に応じていろいろな部面のあいだに、資本家階級のあいだに、配分されるのである。そのうえに、大工業の発展につれてますます貨幣資本は、それが市場に現れるかぎりでは、個別資本家、すなわち市場にある資本のあれこれの断片の所有者によっては代表されなくなり、集中され組織された大量として現われるようになるのであって、この大量は、現実の生産とはまったく違った仕方、社会的資本を代表する銀行業者の統制のもとに置かれているのである。したがって、需要の形態から見れば、貸付可能な資本には一階級の重みが相対しており、同様に供給から見ても、この資本は、それ自体、大量にまとまった貸付資本として現われるのである。」(『資本論』第3部,邦訳,大月書店,461頁)

註(10) アントワープで発見された最古の裏書手形(1611年)の裏書には、assignedなる語が使われているし、また、John Mariusも同じ語を使っている。

“Received by me underwritten by Mr. Robert Rug who I have assigned to ……” (R. de Roover, *L'évolution de la lettre de change*, p. 155)

“If this Bill be negotiated by Exchange, or the money taken in, and so to be assigned over to another man, the Assignment must be written on the backside of the Bill thus, ……” (J. Marius, *Advice concerning Bills of exchange*, second edition, 1655, p. 10)

III 市場・銀行業・信用貨幣

前資本主義的銀行制度と対比し近代的銀行制度を特徴づけるメルクマールとして「信用貨幣の創造」を挙げるのが、今日なおわが国の信用論研究者の間では常識のようである。この点、岡橋保氏でさえも例外ではなかった。

「いわゆる近代的貨幣取扱業者たるものの近代性を決定する契機は何か。これこそがここでの問題である。解明の鍵は産業資本の運動から遊離、休息する貨幣や資本の利子うみ資本の転化を媒介するということのなかには見いだしえない。むしろ商業信用、手形流通を基礎にその上でのみ、はじめて可能となった貨幣代替物（信用）の利子うみ資本化に注目しなければならない。」⁽¹¹⁾

「銀行券や預金貨幣などの……ほんらいの信用貨幣は資本制生産の段階において生成する代用貨幣である。」⁽¹²⁾

こうした認識を支えるのが『資本論』の以下の叙述であることは言うまでもなからう。

「この強力な高利排撃、利子生み資本を産業資本に従属させようとするこの要求は、近代銀行業——これは一方ではいっさいの死蔵された貨幣準備を集積して貨幣市場に投ずることによって高利資本からその独占を奪い、他方では、信用貨幣の創造によって貴金属そのものの独占を制限する——において資本制的生産のこれらの条件に作出するところの、諸々の有機的創造物の先駆に他ならない。」⁽¹³⁾

「信用貨幣は、販売された諸商品にあいする債務証書そのものが債権を移転するために再び流通することによって、支払手段としての貨幣の機能から直接に発生する。」⁽¹⁴⁾

「諸生産者と諸商人のあいだのこれらの相互的前貸しが、信用の本来の基礎をなすものであるように、その流通用具、手形は、本来の信用貨幣、銀行券その他の基礎をなす。銀行券等は、金属貨幣なり国家紙幣なりの貨幣流通に基づくものではなく、手形流通に基づくものである。」⁽¹⁵⁾

これらの叙述に依拠され、商業信用の授受された上で振出される商業手形の流通が信用貨幣生成の前提だという理解からは、商業手形の流通性の未成立な中世ヨーロッパにあっては信用貨幣が存在するはずがないと決めてかか

られることになった。その上、信用貨幣は商業手形に代位して発行されるという発想も、信用貨幣をもつばら銀行券でとらえる理解を生み、預金通貨を看過することにもなったのであろう。

「1609年のアムステルダム銀行は、ハンブルグ銀行と同様に、近代的信用業の発展における一時代を劃するものではない。それは純粋な預金銀行であった。⁽¹⁷⁾」という叙述を重視しながらも、それにつづく「ところがオランダではすでに商業および製造業とともに商業信用および貨幣取扱業が発展していたのであって、利子生み資本は発展そのものの径路によって産業＝および商業資本に従属させられていた。このことは、利子歩合の低いことをみても分かった。⁽¹⁸⁾」という叙述は、何故か無視されてきた。高利の排撃、利子生み資本の商業資本や産業資本への従属が信用貨幣の創造によるとするならば、近世ヨーロッパにも信用貨幣の存在をみる事ができたであろう。

かつて、田中生夫氏は「中世の大陸に信用創造を営む『銀行』が存在したことは、今日では明白に世界の学会の共有財産となっている。」と、アッシャーやドゥ・ルーヴァーの研究を紹介されたが、商業手形が流通性をもたず、したがって銀行券のごときものの流通もみられない中世ヨーロッパ銀行業に信用貨幣の存在がみられるならば、信用貨幣の生成そのこと自体を近代的銀行制度を特徴づけるメルクマールとすることはできないであろう。

事実、銀行業者の一覽払債務の貨幣化→一覽払債務の貸付という事態は、中世イタリア銀行業から17世紀ロンドンのゴールドスミス・バンカー、イギリス産業革命期の地方銀行、さらには今日の発券をもたない商業銀行にいたるまで、等しくみられる。銀行が額面どおり要求払で支払われ、第三者に容易に譲渡される取引決済勘定 (transaction account) を提供し、決済性預金を発行・創造することから、あらゆる他の金融機関・非金融会社のための流動性供給の第一の源泉となる点こそが銀行業の特質であることは、中世以来、一貫している。⁽²⁰⁾「公立のものであれ民間のものであれ、預金銀行の……主要な機能は、銀行貨幣の形態で安定した便利な代用通貨を商人達に提供し取引を促すことであった。ところで、多かれ少なかれひそかに行われた短期信用の創造という点において、旧来の預金銀行は、今日の商業銀行の先駆とみなしうる。ただ、彼等の信用業務の主要な源泉が外国為替市場にあった点は心に

とめておかなければならないが。⁽²¹⁾」結論的にのべるならば、銀行制度の段階区分は、信用貨幣の存在そのことによるのではなく、信用貨幣の存在態様、そのよってたつ市場構造に規定されると考える。

われわれはすでに以下の諸事実を知っている。イタリアを中心とする中世ヨーロッパ商業において為替手形は遠融地間のものからなり、その流通性は債務証券の譲渡性ととも禁止されていたが、その一方で、銀行業者の一覧払預金債務は銀行勘定という枠内ではあるが、自由に第三者に譲渡されており、その絶対的貨幣機能は法的にも保護されていた（→ *banchi di scritta*）。16・7世紀のフィナンシャル・イノベーションによる為替手形の流通性、債務証券の譲渡性の確立は、徴利の公認とともに中世銀行業を大きく変貌させることとなる。

「17世紀における流通性のある商業手形の発展は、預金銀行の『プリミティブな』段階の終りをつけることとなる」⁽²²⁾「近代的裏書の究極の歩みはまずアントワープで、そしてそれは為替手形の領域で実現された。⁽²³⁾」⁽²³⁾「為替手形の流通証券、割引証券への転換は、ヨーロッパ銀行制度の構造自体のより根本的な変化をひきおこした。」⁽²⁴⁾「旧来の銀行を近代的銀行から区別したのは、譲渡証券、割引証券の欠如であった。⁽²⁵⁾」

当座貸越や為替取引（為替金融）の中で行われていた中世銀行業の貨幣貸借は、徴利の公認と手形の流通性の獲得により手形割引へのひろがりをもせ、また短期の金融資産を公開市場（取引所 Exchange）で売買することができた。特に注目すべきは、債務証券の譲渡性の容認により、これまで銀行勘定の中にとじこめられていた銀行の一覧払預金債務が銀行外に流出し、かぎられた範囲であるとはいえ流通したことである。E. Kerridge は、最近、公刊された研究の中で、債務証券の譲渡性、隔地間為替手形の流通性を生みだした16世紀後半から18世紀初頭のイギリスの市場ならびに信用の発展→銀行業の生成の詳細を実証的に描いている。われわれは、以下の叙述の中に、ロンドンのメトロポリタン・マーケットの巨大な発展、その中心にたつロンドン・ファクターや商人、ロンドン・地方間での信用のひろがり、ロンドンを支払決済地とした債務証券・為替手形の流通、全国的な支払決済システムの中核へのロンドンの成長、その中核での銀行業の発展を看取しうる。

「16世紀イングランドは、メトロポリタン・マーケット・システムを構築しつつあったという点で比類のないものとなっていた。すべての取引はロンドンに集中し、すべての価格はロンドンで決められ、地方市場は彼等の取引をロンドンに向けていた。ロンドン商人達は‘country buying’、すなわち地方に出かけ既存の地方物産を買い上げることによってこの新しい発展を開始した。成熟したメトロポリタン・マーケットの主要な特徴は、(i)生産者、委託購入するファクター、その他の供給者達による、委託販売するロンドン・ファクターに対する商品の約定された定期的な委託販売、(ii)受けとられた商品の大部分はロンドン商人やあるいはファクターの手を介してロンドン市場を通過して流通させられること、(iii)信用によるトレードの遂行、(iv)専門的な運送業者の存在、(v)ただ見本にもとづくだけの卸売取引、(vi)店舗での小売取引、(vii)中心地ロンドンでの銀行業(central banking)・保険その他の業務、(viii)メトロポリタン・マーケット区域全体にわたる地理的な分業のひろがりである。地域的な、そして地方的市場のための小規模な農産物市場は概ね存続したが、バッジャー (badgers) やドライバー (drivers) は、大部分、いまやメトロポリタン・マーケットのためのファクターとなっていた。大市 (Fairs) は継続したが、いまではそこには商人の代理人やファクターが出入していた。地方間 (cross-country) のトレードや運輸も成長したが、しかしそれはただメトロポリタン・マーケットを構成する要素にすぎず、価格や成行きはメトロポリタン・マーケットを基準にしていた。事実上、イギリス (the British Isles) は単一の市場としてまとまっていた。そして、さらには、主にロンドンから海外への輸出をつうじて、拡大されたメトロポリタン・マーケット、あるいはその範囲をこえるマーケットが発展させられた。このことが世界市場の成長の開始を決定づけたのであり、その当然の結果として、世界市場は、旧来の外国貿易を作り上げていた遠隔地のばらばらな市場間で際限なく連なっていたさや取引に取ってかわったのである。⁽²⁶⁾」[「トレードの主要な流れは、ロンドンへの正常なチャンネルを通じて流れ、すべての他の流れもいくらかの地方間のトレードをのぞいて、その支流以外のなにものでもなかった。……ロンドンに、主に王国全体に行きわたる流通におけるその役割から商業の中心となったのである。……織元や地方の商人達は、彼等に代って委託販売を

行いあらゆる必要な書類事務を引き受けてくれるホール・ファクター (hall factors) に、商品を送付するだけであった。このトレードのシステムは、16世紀末以前にすでに本質的な点で基本的に完成していた。17世紀になると、われわれはファクターがただ単に委託販売するだけにとどまらず、マニユファクチャラーズに広範囲にわたる原材料を供給しつつあるのを見る。あらゆる取引は信用にもとづく。すなわちブック・クレディッドで行われており、通常の場合には、地方のサプライヤー達は、ファクターのもとにクレディット・バランスを保有し、勘定は年に一度、清算されることになっていた。⁽²⁷⁾」(傍点は引用者)

近代初期イングランドの市場構造においてもっとも注目すべき点は、ロンドンのメトロポリタン・マーケットの興隆であり、その組織の中核を担い地方の供給者から商品の委託販売を受けるロンドン・ファクターであった。ロンドンを中心とした商品取引においてブック・クレディットという形で商業信用が授受され、売上債権はロンドン商人やファクターのもとにあるロンドン勘定にバランスとして保有され、購入する原材料その他の代金と清算されていたという。かくて、「国内商業は信用に立脚して行われており、広範な信用の手段や方法やファシリティを生み出すことになったのである。⁽²⁸⁾」D. デフォウは、イングランドの商業が「ロンドンによってロンドの勘定で運用されており」、「かくしてここには貨幣があり、この貨幣によって全国のすべての人々は、支えられ扶養されているのである。⁽²⁹⁾」と指摘している。

このロンドンならびにファクターを中心とした信用関係の展開については、R. W. ウェスターフィールドも以下のように描いている。

「ファクターは広範な system of business credit を発展させ、さらにその制度が羊毛ならびに毛織物取引での支配を強化させることになった。その最初の機会は、外国貿易の必要から起こってきた。貿易商 (merchants) は、ホールでクロスを購入し、その支払には6カ月の信用を与えられた。貿易商はその代金を外国の取引先宛に振り出した為替手形 (外国為替手形——引用者) で支払った。しかしその手形が確実に引き受けられる以前に、船荷証券 (bills of lading) が外国で受けとられていることが必要であった。この期間に信用が与えられたのである。しかし、6カ月という信用の標準的ルールは

固守されてはおらず、織元への支払は9カ月、12カ月または15カ月にも引き延ばされていたとおもわれる。そのため織元は、原料を信用で、また一連のバイヤーを通じて買うことを余儀なくされた。販売代金が入ってくるか、またファクターが支払うのを適当と考える時期以前に織元がファクター宛に手形を振り出さざるをえなくなるような窮状に落ちこんだ場合、ファクターはその前貸 advance（ファクターが織元に手形振出しを認めることによる前貸——引用者）に対して、法外なレートを課すことができたのである。これら手取金の強奪が大いなる利潤の源泉であった。それらはスペイン産ウールに投じられた。彼らはこのウール購入をも独占していた。したがって織元はスペイン産ウールをファクターの倉庫から調達することを強いられ、その代金を彼の勘定から差引かれた。一人の織元は年平均約80パック消費し、ファクターはそのサービスに対して1パックにつき4ポンド要求したので、外国産ウールの仲買手数料だけで織元1人あたり平均32ポンドにものぼった。そして実際、この代金は織元によって彼自身の貨幣で支払われたのである。他方、販売代金回収の遅れは、ファクターに貿易商に対する同様な経済支配力を与えたのである。⁽³⁰⁾」

信用の用具として特にイングランドで特徴的なことは、持参人払の債務証書の広範な利用であり、それらは法律上はいまだ譲渡性をもたないにもかかわらず、早や16世紀には満期までに転々流通していたことが知られている。そして、1640年代までには、債務証書と為替手形とのハイブリッドな指図人払の債務証書がロンドン・ファクターによって使われるようになっていたということである。それらは‘the bill of exchange’と呼ばれ、為替手形の使用のひろがりを示している。他方、ファクター達は支払に受領書 (receipt) を与え、それらを第三者にまで流通させる慣行を発展させていた。以下は、ロンドン・ファクター、Edward Firth 振出しのそうした債務証書の文言と、Firth にある Isaac Knipe の口座でのその取引にかかわる勘定記入である。⁽³¹⁾

receipt の文言

4th March 1641. I doe hereby promise to pay unto Rachell Browne of Yorke or her assignes in London by the hands of Mr Isacke Knipe factor in Blackwell Hall the some of One hundreth pounds upon the

20th day of Aprill next. Witnes my hand the day and yeare above written. —Edward Firth.

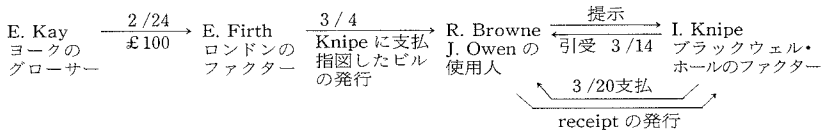
裏面への記入

‘accepted this xiiii of March 1641 per me Isacke Knipe’

口座での文言

‘Received the 4th of March 1641 of Mr Edmund Kay the som of One hundreth pounds which I promyse by these presents to pay to Mr John Owen att 3 Anckers in Laurence Lane the first day of Aprill next by Mr Isaac Knipe facter in Blackwell Hall, I say received’,

上記の債務証書と口座の文言にあらわれた関係をケリッジが引用する資料によって図示すれば以下のようなろう。



ケリッジはこうした慣行が決して例外的なものではなく、日常的なことであり、さらに、例えば、FirthにあるKayの口座に十分なバランスがない場合にも、ビルの振出しが行われていたと述べている。「かくて、われわれは第三者への貨幣の支払いを約束する a receipt for payment をロンドン・ファクターが供与するのを見い出すのである。self-name little writsが受領書 (receipt) や約束手形や為替手形として役立ったのである。⁽³²⁾」

ロンドン・ファクターの債務証書の発行の中に、銀行業と商業信用や貨幣取扱業務の関連を容易に読みとることができるであろう。

「ロンドンのファクターや商人のもつ勘定にバランスを作り上げている供給者は、しばしばロンドンで原材料その他の財貨を購入し、その代価を彼等の勘定から差引き支払った。もし購入がファクターによるかファクターを介して行われたなら、ファクターはさっさと委託販売のバランスからその支出を差引くことができた。もし購入が別に行われたならば、買い手に、通常、売り手の勘定（または売手か彼の債権譲受人または指図人）に勘定から必要な振替を行うように指図することによって、売手との勘定を清算したのである。⁽³³⁾」

は制限内の利率の金利 (usury) が支払われ、当座貸越が認められ、さらに信用供与の手段として口座が新たに開かれさえしたのである。かくして、ここに名称はともかくとして事実上、銀行家となっている事業家が生まれたのである。1615年までに Browning 家や Gurney 家はまさしくノリッジとロンドンの銀行家であり、貸付、ロンドン宛手形の受領・振出し・売却や、あらゆる銀行取引を遂行していた。……ガーニー銀行商会は、すでに当時、偉大な名声を獲得した18世紀前半と本質的に変らなかった。⁽³⁴⁾「……大部分の銀行家はファクターか商人かあるいはその両方であった。彼等は名前がそうでなかったけれども、実際には銀行家であった。銀行業は依然、いわゆるバンカーなしのままであった。⁽³⁵⁾「これが商人、トレーダー、サプライヤーやマニュファクチャラーズによって、主要な支払手段としてイングランドでつかわれていたバンキング・システムであった。すべて彼等はロンドンに口座を保有していたので、ロンドン宛手形 (Bill on London) をつかってひとつの口座から他の口座への振替 (transference) ⁽³⁶⁾によって互いに支払ったのである。」

全国市場の中枢としてのロンドンの興隆→ロンドンの委託販売・原材料等の仕入→ブック・クレジットでの信用の授受→ロンドン・バランスの振替指図による隔地間決済→ロンドン・バランスの貨幣化、ファクター等の紙券の発行→ロンドン商人やファクターによる信用供与・当座貸越→為替手形の普及に伴うロンドン宛手形による勘定間決済、という関連の中に、16世紀後半から17世紀にかけてのロンドン・メトロポリタン・マーケットの中で銀行業が生成してくる様を明瞭にみてとれるであろう。また、ブック・クレジットという信用授受の中での商人銀行者の債務証書の生成のプロセスからも、銀行業者の紙券通貨は、商業手形の身代りとして発行されたわけでも、商業手形流通の限界を打破するために生れたものでもないことがわかる。委託販売や商業信用の授受による債権債務の時間的・場所的集中→そのことによる貨幣取扱業者の生成と債権債務決済の必要に伴うバランスの形成→それらバランス(一覧払預金債務)の振替による債務=預金通貨機能の発展、一覧払債務証書の流通という関係が容易に理解しえよう。貨幣取扱業務は、岡橋保氏のいうごとく信用貨幣の創造の「あと始末として」生れたのではなく、商業信用の発展の結果として把握されるべきである。貨幣取扱業務

を抜きに一覧払債務の貸付は説きえないと思われる。

ところで、exchange なり bill という用語についてであるが、ケリッジによれば、「銀行システムをつかつての振替はたびたび 'exchanges' とか 'returns' と呼ばれており、そして、その用具それ自体は 'bills' とか 'bills of exchange' とか 'billes of returne' とかあるいは 'letters' と呼ばれており」、17世紀中葉においてすら 'return' という用語がみられ、「為替手形 (bill of exchange) という用語の使用は思ったほどには多くない」とのことである。「人々は、為替手形をただある通貨を他の通貨に転換する手段とみなすことに慣れてきた」⁽³⁷⁾ から、inland bill of exchange という用語は、マリウスのパンフレットの第二版 (1655年) の中でみられるまで、ほとんど使われなかったようである。したがって、outland bills と inland bill が用語上、はっきり区別されてきたわけではないという。⁽³⁸⁾

いまひとつ注意すべきは、すでに触れたように、商業信用の授受に伴い商業手形がすぐに振出されることは多くなく、概ね、ブック・クレジットの形を取っており、したがって初期には手形はほとんどの場合、一覧払 (upon sight, upon demand) か、一覧後2日から14日払であった。⁽³⁹⁾ 手形はブック・クレジットの形をとった債権債務の支払・決済のためにロンドン・バランスに対して振出されたと思われる。

とは言え、1640年代までに債務証書や短期の為替手形に代って、1カ月から2カ月のユーザンスをもつ満期の長い為替手形がますます使われるようになり、それら内外の手形は何人もの人々の間を裏書・譲渡されていった。⁽⁴⁰⁾ かくして、17世紀中葉までにイギリス各地からロンドン宛に振出される為替手形によって、ロンドン、イプスウィッチ、ノリッジ、グレート・ヤーマス、ハル、ヨーク、ウェイクフィールド、ハリファックス、リボン、ダーリントン、シアトン、ニューカスル、ベリック、ポーツマス、ブリストル、トーントン、ティバートン、エクセター、プリスマ、ダートマス、オクスフォード、コベントリ、シュールスベリー、チェスター、ダブリン、マンチェスター、ロッチディル、ケンダル、ケンブリッジ、ウェリンバーロー、レスター、ニューワーク、ドーバー、エディンバラ等々を含むバンキング・ネットワークが構築されたのである。⁽⁴¹⁾ そして「この信用のネットワークは、17世紀中葉に

ゴールドスミス・バンカーのもとに築きあげられた連環によって一層強められることになった。⁽⁴²⁾ 銀行業の専門化が進展したと言えよう。

ロンドンを中心に全国に放射される信用のネットワークに介入するロンドン・ゴールドスミス・バンカーは、商人やファクターのキャッシーヤとなるだけでなく、他方で地方の地主達の貨幣取引をも引き受け、為替手形による送金、支払決済ネットワークをますます拡大することとなる。「将来生起する事態の前触れは、一見したところでは1599年といった早い時期に、そして1622年頃までには明白なものとなった『Cittie Exchnages 近辺のゴールドスミス』の新しいグループや『彼等の中で最近あらわれた新式業務』の出現であった。これらのエクステンジ・ゴールドスミスは、外国手形や債務証書と同時に、内国手形の割引や売却にのりだし、加えて預金の受け入れや通常の銀行業務を行うようになった。この手形業務は、信用制度の拡大を大いに促すこととなったのである。⁽⁴³⁾」[要求払預金や部分準備システムは、当時、一般化しつつあった。このような銀行家は手形市場に深くかかわっていた。なぜならば、ファクターや商人のキャッシーヤになることは、為替手形の振出、引受や、満期の長い為替手形ならびに債務証書の割引を必ず伴ったからである。⁽⁴⁴⁾]

17世紀後半にはロンドンの金匠は、地方の金匠や商人、送金業者と恒常的な取引関係をきずきあげ、彼等のバンキング・ネットワークを強化している。ロンドンのナサニエル・ポーターとエクゼターの金匠ラルフ・ヘルマンやエドワード・アンソニー、またロンドンのバックウェルやG. ホワイトホールとノッティンガムのトーマス・スミスの関係にその例をみることができる。⁽⁴⁵⁾ T. スミスは1672年、バックウェルとホワイトホールに当座勘定を持ってい⁽⁴⁶⁾た。

以上、かなりの紙幅にさいて、近代初期のロンドンにおける銀行業の生成についてみてきたが、そこでのねらいは、ひとつには、銀行業ならびに信用貨幣の生成と、商業信用と貨幣取扱業務との関連を明きらかにすることであった。貨幣取扱業者の一覧払債務の貨幣化→一覧払債務の貸付がいかにか商業信用にその基礎をおいているかが理解されよう。いまひとつは、各時代の銀行制度の段階区分が、その時代の商業信用の構造、別言すれば市場の構造

に規定されており、したがって、各々の時代の信用貨幣の存在態様もそのことを表現していると言えよう。⁽⁴⁷⁾

一覽払債務の貸付という銀行信用の内容的特質は、商業信用→貨幣取扱業→銀行信用という関係によって規定されているのであって、したがって、信用貨幣の生成の根拠がこの関連にあるがゆえに、商品生産・商品流通の全面化する資本制生産社会では生産の連続性の要求にもとづく信用取引の展開に伴い、ほとんどの政府紙幣が信用貨幣に席をゆずり、政府発行の補助貨をのぞき預金通貨や銀行券に取って代わられることになる。銀行券が兌換を停止したといえども紙幣とはなりえないのは、発生の根拠、その立脚する市場のゆえである。⁽⁴⁸⁾「マクロ的にみるかぎり、貸出と無関係な、いわゆる本源的預金なるものはそもそも存在しない」とか、「貨幣がまずあって、それが貸借されるのではなく、逆に貸借関係から貨幣が生まれてくる。天与の貨幣は一度生まれると死ぬことはなかった。しかし、それをまねた人為の信用貨幣は、貸借の期限に応じて目に見えないところで生死を繰り返す」という横山昭雄氏や西川元彦氏等の認識も、上にみた銀行信用、信用貨幣生成の根拠⁽⁴⁹⁾由来すると言えよう。⁽⁵¹⁾

註(11)(12) 岡橋、前掲論文、2頁、3頁。鶴野昌孝「信用貨幣の創造と預金創設・再論」、(和歌山大学『経済理論』237号、1990年9月)1頁。

註(13) マルクス『資本論』第3部下巻、851頁。

註(14) 同、第1部上巻、272頁。

註(15) 同、第3部上巻、568～9頁。

註(16) 「16世紀初頭までに商人や銀行は、為替手形、約束手形、小切手といった商業貨幣のあらゆる主要な形態の原型をもっていた。しかし、貨幣市場ははまだ決して近代的なものとは言えなかった。なぜなら、これら紙券の一切は、裏書譲渡されえなかった。」(A. P. Usher, *The Early History of Deposit Banking in Mediterranean Europe*, Vol. 1, 1943, p. 8. しかし、アッシャーは deposit credit の貸付による信用創造を認めている (op. cit.).

註(17)(18) 『資本論』、同、850頁。

註(19) 田中生夫『イギリス初期銀行史研究』、日本評論社、1966年、5頁。

註(20) E. G. Corrigan, "Are Banks Special?", *Federal Reserve Bank of Minneapolis, Annual Report*, 1982, 参照。銀行や預金の特殊性を否定することになる E. F. Fama の貨幣・銀行論の批判については、吉田暁「決済システム・準備預金および中央銀行」(『武蔵大学論集』第37巻第2—5号、1990年)参照。

註(21) J. Day, *op. cit.*, p.154.

註(22) F. C. Lane, “Venetian Bankers, 1494~1533; A Study In The Early Stages of Deposit Banping,” *Journal of political Economy*, vol, 45, 1937, p. 187. この論文でレインは、銀行貨幣と鑄貨との区別、前者の創造と流通の実態を詳しく描いている。「『バンク・ドウカート』は、正金のドウカートとは異なった価値をもった全く別の貨幣単位として取り扱われた。たとえ、すみやかに、正貨に兌換されない場合でさえ、バンク・ドウカートは、その市中内では、交換手段としての役割を果しつつげた。ピザーニが政府をファイナンスする方法は、彼の預金量を、そしてそれゆえ銀行貨幣の量を増大させる効果をもった。」(*op. cit.*, p. 206)。

同様な議論は、R. C. Mueller, “The Role of Bank Money in Venice,” *Studi Veneziani*, III, 1979 でも詳細にみられる。以下の指摘は重要である。「銀行預金による正貨の代替とそうしたものの広範な受容（預金債務の貨幣化—引用者）は、銀行による貨幣創造のための不可欠な前提条件である。」(*op. cit.*, p. 73)。

註(23) H. Van Der Wee, *op. cit.*, p. 1080.

註(24/25) R. de Roover, *op. cit.*, p. 141, p. 119.

註(26) Eric Kerridge, *Trade & Banking in Early Modern England*, 1988, pp. 5~6.

註(27) *op. cit.*, pp. 15~16. ロンドンを中心とした the circulation of commerce あるいはトレイドの循環を、D. デフォウは1704年のパンフレットにおいて商人資本の立場から以下のようにえがいている。

「イングランドのマニファクチャーは、幸いにも王国の異なった隅々に定着し、そこから〔あたかも〕血液の心臓に向かうが如く、〔製品〕が卸によりトレイドの循環を通じ、ロンドンに向けて運ばれてゆく。そして、さらにロンドンから小売によって王国の他の地域へ、より少ない分量に分かれて散らされてゆく。たとえばサージはエクセター、トートンで、スタッフはノリッジで、ベイ、セイ、シャルーンはコルチェスター、ボッキング、サドベリイおよびその近辺において、fine cloath はサマセット、ウィルツ、グロスター、ウスター州で、coarse cloath はヨークシャ、ケント、サリー州など、そして druggests は Farnham, Newbury などでそれぞれつくられる。これらすべてのものは、その大半がロンドンに送られ、彼ら自身の使用のために再び、小売によってお互いの品物をうけとる。ノリッジはエクセターのサージを、エクセターはノリッジ・スタッフをすべてロンドンにおいて買い、ヨークシャは上質のクロスを、そしてグロスターは粗布をやはりロンドンで買う。この製品の交換により取引に従事する家族のおびたしい数が商品の運搬、再運搬によって支えられ、莫大な数にのぼる人々と家畜とが雇用される。そして、多数の旅館経営者、食料販売者および彼らに依存する者たちが暮しをたてているのである。」(D. Defoe, *Giving Alms no Charity, And Employing the Poor A Grievance to the Nation*, …… London, 1704, pp. 20~21, in J. R. McCulloch, *A Select Collection of Scarce and Valuable Economical Tracts*, 1859, 邦訳は山下幸夫『近代イギリスの経済思想』, 岩波書店, 1967年, 7~8頁に従った。)

註(28) E. Kerridge, *op. cit.*, p. 33.

註(29) 「ロンドン市の magnitude は、イングランドの偉大さを大いに高める。なぜならば、ロンドン市は、わが国のトレイドの中心であり、かくしてあらゆる manufactures がここにもたらされ、ここから再び全国に流れていく。……ロンドン市の偉大さは、食料供給においても全国に影響を与え、若干のものはイングランドのあらゆる州で、たとえ遠隔の州においてすら、ロンドンに供給するために調達される。すべての生産物の最善のものがロンドンにもたらされる。かくしてイングランドのすべての人々、すべての土地は、この肥大都市 (overgrown city) のために仕事についており、またロンドンによってロンドンの勘定で運用されている。こうしたことがトレイドを膨大に拡大するのである。……われわれはこの数年間でこの都市が非常に拡張されたことを知っている。繰り返すならば、全国民は、この都市を食べさせるために、かつ服を着せるために雇われているのである。かくしてここには貨幣があり、この貨幣によって全国のすべての人々は、支えられ扶養されているのである」。(D. Defoe, *The Complete English Trademan in Familiar Letters*, Second Edition, 1729, Reprint 1969, Vol. 1, pp. 328~329)。

註(30) Ray B. Westerfield, *Middlemen in English Business, Particularly Between 1660 and 1760*, 1915, p. 298.

註(31) E. Kerridge, *op. cit.*, pp. 42, 43, 45.

註(32) *op. cit.*, pp. 45~46.

註(33)(34) *op. cit.*, p. 46.

註(35)(36) *op. cit.*, p. 47.

註(37) *op. cit.*, p. 60.

註(38)(39) *op. cit.*, pp. 60~61.

註(40) *op. cit.*, pp. 59, 61.

註(41) *op. cit.*, pp. 65~66.

註(42) *op. cit.*, p. 66.

註(43) *op. cit.*, p. 67.

註(44) *op. cit.*, p. 69.

註(45) *op. cit.*, pp. 69~70.

註(46) J. A. S. L. Leighton-Boyce, *Smith the Bankers, 1658~1958*, 1958, pp. 11~14. 拙著『イギリス信用貨幣史研究』1982年, 219~221頁参照。

註(47) ロンドン金匠銀行の紙券通貨の態様については、拙著、第3章、第3、4節を参照のこと。

註(48) わが国江戸時代の紙券通貨は、私札、藩札、銀目手形と広範な流通をみたことはよく知られたところである。藩札が藩の専売制度と密接に関連づけられ、また、兌換準備金の充実等によってその価値の安定性や流通力が強化されたとはいえ、流通手段の代替物である藩札を近世信用貨幣とみる作道洋太郎氏等の理解は妥当とはいえない。兌換紙幣と兌換銀行券は峻別されるべきである。他方、大阪両替商の銀

目手形（預り手形、振手形）の流通は、商業信用がブック・クレジットの段階にとどまり、隔地間の支払決済手段たる為替手形が流通性をもっていなかっただけに注目されるべきである。しなしながら「預手形は全く流通貨幣の単なる代用物である。……預手形は……銀行券発生の前提をなすものといえるが、その信用上の基礎は銀行券の場合のように商業手形流通にあるのではなく、むしろ貨幣流通に基礎をおくものといってよかろう。」（長幸男「前期的信用制度の展開」、『高崎論叢』第3巻第1号、1955年、60頁）とか「振手形の成立は、貨幣の流通手段機能発展の所産であって、決して支払手段のそれではないのである。」（川上雅「鑄貨・札および手形」、『体系日本史叢書、13、流通史I』山川出版社、1969年、322頁）といった銀目手形を信用貨幣とみなさない理解は、信用貨幣の生成を「近代的」とみる先入感にとらわれたものであり、藩札と銀目手形の貨幣機能や流通法則の相違、さらにはそれぞれの紙券の依ってたつ市場構造の相違を無視するものであろう。「通貨の本質は市場を離れては考ええない」（西川元彦『中央銀行——セントラル・バンキングの歴史と理論——』、東洋経済新報社、1984年、176頁）という西川氏の指摘は、まさに至言といえよう。藩札ならびに大阪両替商の銀目手形の実証分析については、以下の研究を参照のこと。作道洋太郎『近世日本貨幣史』、弘文堂、1958年、同『日本貨幣金融史の研究』、未来社、1961年、新保博「徳川時代の信用制度についての一試論——両替商金融を中心として——」、神戸大学年報『経済学研究』3号、1956年。

註(49) 横山昭雄『現代の金融構造——新しい金融理論を求めて——』、日本経済新聞社、1977年、31頁。

註(50) 西川、前掲書、94頁。

註(51) 本稿に関連し、以下の拙訳をも参照されたい。R. de Roover, “Le marché monétaire au Moyen Age et au début des temps modernes. Problèmes et méthodes,” *Revue Historique*, No.495, 1970, 「中世・近世の貨幣市場——課題と方法——」、『佐賀大学経済論集』、第13巻1号、109～160頁、1980年。